

日常生活用具の給付品目に 災害用備品を追加しました



在宅で人工呼吸器や電気式たん吸引器を使用している方が災害による停電時でも安心して日常生活を継続できるよう「災害用電源」と「足踏み式・手動式たん吸引器」を追加しました。

災害用電源対象者

呼吸機能障害３級以上若しくは同程度の身体障害者（児）又は難病患者で医療保険における在宅酸素療法を行うもの又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用しているもの

災害用電源対象種目

令和７年４月１日より

種目	性能要件	基準額	耐用年数
正弦波インバーター発電機	ガソリン又はガスボンベで作動し、介助者が容易に使用し得るもの	120,000円	5年
ポータブル電源（蓄電池）	蓄電機能を有し正弦波交流出力の電源装置で介助者が容易に使用し得るもの	60,000円	5年
AC/DCインバーター（カーインバーター）	自動車用のバッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に変換する装置で介助者が容易に使用し得るもの	30,000円	5年

※災害用電源は上記３種目のうち耐用年数内いずれか１種目のみ申請可能です。

足踏み・手動式たん吸引器対象者

呼吸機能障害３級以上若しくは同程度の身体障害者（児）又は難病患者で必要と認められるもの

足踏み・手動式たん吸引器

令和７年４月１日より

性能要件	基準額	耐用年数
足踏み式又は手動式ポンプで吸引するもの	12,000円	5年

申請に必要なもの

- ①日常生活用具給付（貸与）申請書
- ②身体障害者手帳または指定難病医療受給者証
- ③用具の見積もり
- ④医師の意見書（指定難病医療受給者証で申請する人のみ）
- ⑤課税（非課税）証明書※転入などで、本市で課税が確認できない方のみ

自己負担額

住民税課税世帯：基準額までは購入額の1割
基準額を超えた場合、基準額の1割＋基準額を超えた額
住民税非課税世帯：基準額までは負担なし
基準額を超える場合は、基準額を超えた額
※住民税所得割額が46万円以上の場合は対象外となります。

注意事項

- 購入後の申請はできません。必ず申請を出してから購入してください。
 - 購入用具の維持に必要な経費（ガスボンベやガソリン、エンジンオイル等の購入費や点検・整備費などの費用）は給付の対象外になります。
 - 短形波、補正正弦波などの疑似正弦波の製品は助成の対象外です。
 - 一度購入した用具は耐用年数内に購入することはできません。
 - 災害用電源を直接医療機器に接続して医療機器が故障した場合には市はその責任を負うことはできません。
 - 現在使用中の医療機器に適する用具については使用する医療機器のメーカー担当者にお問い合わせください。
 - 審査には1～2週間要します。余裕をもって申請をしてください。
- 日常的に動作確認を行い、災害時に確実に使用できるよう備えましょう。**



問い合わせ先
白井市役所 障害福祉課
〒270-1492 白井市復1123
（白井市保健福祉センター3F）
TEL：047-497-3483
FAX：047-492-3033